

介護老人保健施設森の泉運営規定

- 第1章 総則
- 第2章 定員及び職員
- 第3章 サービスの内容及び費用の額
- 第4章 運営に関する事項
- 第5章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規定は、社会福祉法人恵林が開設する介護老人保健施設森の泉（以下「当施設」という。）における次に掲げる施設及び事業の運営に関し、重要な事項を定めるものとする。
- 一 介護老人保健施設（以下「施設」という。）
 - 二 指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）
 - 三 指定介護予防短期入所療養介護事業（以下「介護予防短期入所」という。）
 - 四 指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）
 - 五 指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「介護予防通所リハビリ」という。）

(施設・事業の目的)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 2 短期入所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 介護予防短期入所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 通所リハビリは、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利

用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

- 5 介護予防通所リハビリは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（運営の方針）

- 第3条 当施設は、当施設を利用する者（以下「利用者」という。）の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保険施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供しなければならない。
- 2 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとする。
- 3 当施設は、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保険・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

（説明及び同意）

- 第4条 当施設の職員は、施設サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をし、同意を得なければならない。

（身体拘束の禁止）

- 第5条 当施設においては、利用者に対する施設サービス等の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 施設内に「身体拘束廃止委員会（事故対策委員会が当該委員会を兼ねる）」を設置し身体拘束に取り組むとともに、改善計画を作成する。

（秘密の保持）

- 第6条 当施設の職員又は職員であった者は、その業務上知り得た利用者及びその身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職後も同様であるものとする。
- 2 管理者が居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、

あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(名称等)

第7条 当施設の名称所在地等は、次のとおりとする。

- 一 名 称 介護老人保健施設 森の泉
- 二 開設年月日 平成9年10月1日
- 三 所在地 群馬県高崎市井出町1280-4
- 四 管理者 酒巻 哲夫
- 五 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1052180047号)

第2章 定員及び職員

(定員)

第8条 当施設の施設、短期入所及び介護予防短期入所の入所定員(又は利用定員)は、50名とする。

2 当施設の通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの利用定員は25名とする。

(職員の職種、その内容及び員数)

第9条 当施設の職員の職種、その内容及び員数は、別表第1のとおりとする。

第3章 サービス内容及び費用の額

(施設サービス等の内容)

第10条 当施設で提供する施設サービス等の内容は、次のとおりとする。

- 一 施設サービス計画、短期入所療養介護計画(おおむね4日以上継続して利用する場合をいう。)、介護予防短期入所療養介護計画(概ね4日以上継続して利用する場合をいう。)、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- 二 食事の提供(利用者が選定する特別な食事の提供を含む。)
- 三 入浴(一般浴槽又は特別浴槽における入浴とする。)
- 四 看護及び医学的管理の下における介護
- 五 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション等)
- 六 退所に向けた総合的支援
- 七 各種相談に対する指導及び援助
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 利用者が当施設から施設サービス等の提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービス等が法定代理受理事務サービスであるときは、その1割の

額とするが、平成 27 年 8 月 1 日以降は、市町村が発行する介護保険負担割合証に記載の割合とする。

- 2 当施設は、前項に定める額のほか、次の各号に定める費用につき別表第 2 に額を掲げ、かつ、当該費用に関し利用者及び家族の同意を得たときは、利用者から当該費用の額の支払いを受けることができる。

一 施設入所

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居住に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な療養室の費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の費用
- (5) 理美容代
- (6) インフルエンザの予防接種費用
- (7) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

二 短期入所

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な療養室の費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の費用
- (5) 送迎に要する費用
- (6) 理美容代
- (7) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

三 通所リハビリ

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 利用者の選定により通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (3) 通常要する時間を超える通所リハビリであって利用者の選定により必要となる費用の範囲内において、居宅介護サービスまたは居宅支援サービス費用基準額を超える費用
- (4) おむつ代
- (5) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

四 介護予防短期入所

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用

- (3) 利用者が選定する特別な療養室の費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の費用
- (5) 送迎に要する費用
- (6) 理美容代
- (7) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

五 介護予防通所リハビリ

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 利用者の選定により通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

- 3 前項の費用の額を変更した場合は、当該変更した額について新たに利用者及び家族の同意を得なければならない。

第4章 運営に関する事項

(当施設の利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は、当施設を利用するに当たっては、職員の指導による日課を励行し、協同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- 2 その他当施設の利用に当たっての留意事項は、管理者が別に定める。

(通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの営業日並びに営業時間)

- 第13条 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの営業日並びに営業時間は次のとおり定める。
- 一 営業日 月曜日から金曜日まで（年末年始は原則として12月31日から1月3日までを除く）
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、利用者の選定により通常要する時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合は、この限りでない。

(通常の送迎及び通常の事業の実施地域)

- 第14条 短期入所及び介護予防短期入所の通常の送迎の実施地域は、高崎市（旧倉渕村、旧新町、旧榛名町、旧吉井町を除く）とする。
- 2 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの通常の事業の実施地域は、高崎市（旧倉渕村、旧新町、旧榛名町、旧吉井町を除く）とする。

(褥瘡の発生防止)

第15条 当施設は、施設サービス等の提供にあたり褥瘡が発生しないよう、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 褥瘡リスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成すること。
- 二 看護師長を褥瘡予防担当者とする。
- 三 当施設褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策のための指針を整備すること。
- 四 職員に対し、褥瘡対策に関する教育を行うこと。

(衛生管理)

第16条 当施設は、園内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 看護師長を感染対策担当者とする。
- 二 当施設感染対策委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。
- 三 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（森の泉感染対策マニュアル）を整備すること。
- 四 前号に定めるマニュアルに基づき、職員に対する研修を定期的に行うこと。

(非常災害対策)

第17条 当施設は、総施設長を防火管理者とし、非常災害に関する具体的な計画を立てなければならない。

- 2 当施設は、非常災害に備えるため、毎年10月に昼間の非常災害訓練（避難訓練、消火訓練及び通報訓練を行うものをいう。以下同じ。）を、3月に夜間を想定した非常災害訓練を実施しなければならない。
- 3 当施設の職員は、常に災害の防止と利用者の安全確保に配慮しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第18条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(要望及び苦情処理)

- 第 19 条 当施設は、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。
- 2 要望及び苦情の受付責任者は、支援相談員とし、苦情の処理システムは、当施設苦情解決委員会で定めるものとする。
 - 3 利用者または家族の要望及び苦情を受け付けるため、事務所窓口に「ご意見箱」を設置するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 20 条 当施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針（当施設事故予防・対応マニュアル）を整備すること。
 - 二 当施設は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 支援相談員を安全対策責任者とすること。
 - 四 事故発生の防止のための委員会（当法人事故対策委員会）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 当施設は、利用者に対する施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、同マニュアルに基づいて、直ちに必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告をしなければならない。
 - 3 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。
 - 4 当施設は、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の服務規律)

- 第 21 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 22 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 施設は職員（看護師 准看護師 介護福祉士 介護支援専門員 介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 23 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人恵林の就業規則による。

(サービスの質の評価)

第 24 条 当施設は、自らその提供する施設サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。なお、評価にあたっては、当施設のサービス評価委員会を組織して行うこととする。

- 2 前項に定める評価委員会は、当施設の職員以外の者をもって組織するよう努めなければならない。
- 3 当施設は、第一項に定める評価委員会の評価を要約し、公表するよう努めなければならない。

(虐待防止に向けた体制等)

第 25 条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者（委員会副委員長）とする。

- 1 虐待防止検討委員会（事故対策委員会が当該委員会を兼ねる）を設ける。その責任者は管理者とする。
- 2 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、当該委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う場合がある。
- 3 職員は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- 5 施設は前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（生活相談員が兼任）を設置する。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この規定に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、社会福祉法人恵林理事会の同意を得て、管理者が別に定める。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成18年12月1日から施行する。

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年10月1日から施行する。

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年1月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。

この規定は、令和7年1月1日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）当施設の職員の職種等

職種	職務の内容	員数
管理者	当施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。	1 人医師と兼任 (ユニット兼任)
医師	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。	1 人管理者と兼任 (ユニット兼任)
薬剤師	医師の指示に基づき、薬剤の管理及び服薬指導等を行う。	0.2 人（非常勤） (ユニット兼任)
理学療法士 作業療法士	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。	合計 1.5 人以上 入所 1 人以上 通所リハビリ 0.5 人以上
看護職員	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の業務及び施設サービス計画等に基づき看護・介護を行う。	合計 4 人以上 (ユニット兼任)
介護職員	施設サービス計画等により、医学的管理に基づく介護を行う。	合計 16 人以上 入所 14 人以上 通所リハビリ 2 人以上
管理栄養士	献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事・栄養管理を行う。	1 人以上 (ユニット兼任)
介護支援専門員	施設サービス計画等の原案を作成し、その他ケアマネジメントを行う。	1 人以上 (ユニット兼任)
支援相談員	利用者及び家族からの処遇上の相談に適切に応じるとともに、入退所事務等を行う。	1 人以上 (ユニット兼任)
事務員	施設の庶務及び会計を行う。	1 人

別表第2(第11条関係)当施設利用料金表

I 介護老人保健施設

I-1 食費・居住費の費用 (1)介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
居住に要する費用	従来型個室 1,728円/日 多床室 437円/日	
食事の提供に必要な費用	1,445円/日	

I-1 食費・居住費の費用 (2)介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
居住に要する費用	基準費用額	
	従来型個室 1,728円/日	
	多床室 437円/日	
	第1段階負担限度額	
	従来型個室 550円/日	
	多床室 なし	
	第2段階負担限度額	
	従来型個室 550円/日	
	多床室 430円/日	
	第3段階①負担限度額	
食事の提供に必要な費用	従来型個室 1,370円/日	
	多床室 430円/日	
	第3段階②負担限度額	
	従来型個室 1,370円/日	
	多床室 430円/日	
	基準費用額 1,445円/日	
	第1段階負担限度額 300円/日	
	第2段階負担限度額 390円/日	
	第3段階①負担限度額 650円/日	
	第3段階②負担限度額 1,360円/日	

I－2 その他の費用 共通事項

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費(利用者の希望による)	
特別な室料の費用 (従来型施設に限り)	1人部屋 1,000円 2人部屋 1,000円	消費税含む
日用品費	120円／日	
教養娯楽費	120円／日	
洗濯代(大)	200円／枚	バスタオル、セーター等
洗濯代(小)	150円／枚	パジャマ、下着等
理美容代	実費	
診断書A	5,000円／枚	外部検査を必要とする場合
診断書B	3,000円／枚	外部検査を必要としない場合

Ⅱ 短期入所療養介護

Ⅱ－1 食費・滞在費の費用 (1)介護保険負担限度額認定者以外の者

Ⅱ－1 食費・滞在費の費用 (2)介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
居住に要する費用	従来型個室 1,728円／日 多床室 437円／日	
食事の提供に必要な費用	1,445円／日	

Ⅱ－1 食費・居住費の費用 (2)介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
居住に要する費用	基準費用額	
	従来型個室 1,728円／日	
	多床室 437円／日	
	第1段階負担限度額	
	従来型個室 550円／日	
	多床室 なし	
	第2段階負担限度額	
	従来型個室 550円／日	
	多床室 430円／日	
	第3段階①負担限度額	
食事の提供に必要な費用	従来型個室 1,370円／日	
	多床室 430円／日	
	第3段階②負担限度額	
	従来型個室 1,370円／日	
	多床室 430円／日	
食事の提供に必要な費用	基準費用額 1,445円／日	
	第1段階負担限度額 300円／日	
	第2段階負担限度額 600円／日	
	第3段階①負担限度額 1,000円／日	
	第3段階②負担限度額 1,300円／日	

Ⅱ－2 その他の費用 共通事項

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費(利用者の希望による)	
特別な室料の費用 (従来型施設に限り)	1人部屋 1,000円 2人部屋 1,000円	消費税含む
日用品費	120円／日	
教養娯楽費	120円／日	
洗濯代(大)	200円／枚	バスタオル、セーター等
洗濯代(小)	150円／枚	パジャマ、下着等
理美容代	実費	
診断書A	5,000円／枚	外部検査を必要とする場合
診断書B	3,000円／枚	外部検査を必要としない場合

Ⅲ通所リハビリテーション

その他の費用 共通事項

料金の種類	金額	備考
日用品費	60円／日	
教養娯楽費	120円／日	
食費(昼)	550円／日	
紙おむつ S	70 円/枚	
紙おむつM	80円／枚	
紙パンツ S	60 円/枚	
紙パンツM	70 円/枚	
紙パンツL	80円／枚	
尿取りパット	20円／枚	
洗濯代(大)	200円／枚	バスタオル、セーター等
洗濯代(小)	150円／枚	パジャマ、下着等
理美容代	実費	
診断書A	5,000円／枚	外部検査を必要とする場合
診断書B	3,000円／枚	外部検査を必要としない場合

IV介護予防短期入所療養介護

IV－1 食費・滞在費の費用 (1)介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
居住に要する費用	従来型個室 1,728円／日 多床室 437円／日	
食事の提供に必要な費用	1,445円／日	

I－1 食費・居住費の費用 (2)介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
居住に要する費用	基準費用額	
	従来型個室 1,738円／日	
	多床室 437円／日	
	第1段階負担限度額	
	従来型個室 550円／日	
	多床室 なし	
	第2段階負担限度額	
	従来型個室 550円／日	
	多床室 430円／日	
	第3段階①負担限度額	
食事の提供に必要な費用	従来型個室 1,370円／日	
	多床室 430円／日	
	第3段階②負担限度額	
	従来型個室 1,370/日	
	多床室 430/日	
	基準費用額 1,445円/日	
	第1段階負担限度額 300円/日	
	第2段階負担限度額 390円/日	
	第3段階①負担限度額 650円/日	
	第3段階②負担限度額 1,360/日	

IV-2 その他の費用 共通事項

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費(利用者の希望による)	
特別な室料の費用 (従来型施設に限り)	1人部屋 1,000円 2人部屋 1,000円	消費税含む
日用品費	120円／日	
教養娯楽費	120円／日	
洗濯代(大)	200円／枚	バスタオル、セーター等
洗濯代(小)	150円／枚	パジャマ、下着等
理美容代	実費	
診断書A	5,000円／枚	外部検査を必要とする場合
診断書B	3,000円／枚	外部検査を必要としない場合

V 介護予防通所リハビリテーション

その他の費用 共通事項

料金の種類	金額	備考
日用品費	60円／日	
教養娯楽費	120円／日	
食費(昼)	550円／日	
紙おむつ S	70 円/枚	
紙おむつM	80円／枚	
紙パンツ S	60 円/枚	
紙パンツM	70円／枚	
紙パンツL	80円／枚	
尿取りパット	20円／枚	
洗濯代(大)	200円／枚	バスタオル、セーター等
洗濯代(小)	150円／枚	パジャマ、下着等
理美容代	実費	
診断書A	5,000円／枚	外部検査を必要とする場合
診断書B	3,000円／枚	外部検査を必要としない場合